

Title	商業銀行における革新について
Sub Title	The innovations in commercial banking
Author	村井, 俊雄
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1967
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.60, No.11 (1967. 11) ,p.1346(98)- 1359(111)
JaLC DOI	10.14991/001.19671101-0098
Abstract	
Notes	町田義一郎教授退任記念特集号 論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19671101-0098

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

商業銀行における革新について

村井俊雄

最近、商業銀行とその他の金融仲介機関との関係が、色々な形で述べられて来た。例えば、金融政策の有効性の観点から、商業銀行とその他の金融機関との競合又は分業の点から、等々である。

ゴールドスミスやガレイレイショウによって述べられたように^(注1)、商業銀行が、金融市場において、相対的にその重要度を、他の金融仲介機関にくらべて、減じつつある、あるいは減少した、と一般的に認容されているようである。

しかし、相対的重要度の減少は認められたとしても、商業銀行の絶対的な成長も又同時に認められなければならない。J・メイグスによれば、商業銀行の総資産の増加率は、一九六一年以来、一九五〇年代に達成された増加率の殆んど二倍の早さを示している^(注2)。ある金融業者の表現を借りれば、バイタリテイのある機関というものは、何らかの活路を見だし、その存続を可能にするものだそうである。商業銀行も、もっと広い経済環境といったもの、例えば経済成長が世界的に意識され、かつ成長が達成されているということから、有利な影響をうけている。しかし、商業銀行それ自身の努力がなければ、述べられているような成長がなかったであろう。即ち、新しい経済環境に対処して、新しい革新をうちだしたことに大きな原因があると考えられる。

従って、この小論では、最近の商業銀行の革新の問題を、主としてアメリカを中心として検討してみよう。以下では、商業銀行の機能の二つの面から、その革新をとりあげよう。即ち、支払機構 (payment mechanism) と仲介機能 (intermediaries) という二つの面からみることにしよう。

(注1) R. W. Goldsmith; *Financial Intermediaries in the American Economy* Syntec 1900, 1958.

J. G. Gurley and E. S. Shaw; *Money in a Theory of Finance* 1960.

(注2) A. James Meigs; *Recent Innovations in the Functions of Banks*. *American Economic Review* May 1966.

振替制度と小切手制度

商業銀行がその他の金融機関と区別される最も大きな要因は、支払機構を構成することである。商業銀行は、支払手段である貨幣の形で信用を創造する。しかも、商業銀行のみが、貨幣の形で信用を創造する。このことは、古典的な商業銀行を重視する考え方に反対するガレイレイショウ両教授によってさえも認められている。信用創造を貨幣の形で行いうるのは、商業銀行の当座預金債務が、支払手段として、一般に認められているからにはかならない。即ち、一度預金の形で造出された信用は、貨幣なのであるから、預金の形を保持する限り、その保持者がだれであろうと、消滅することがない。初步的な金融論が説明するように、部分準備 (fractional reserve) という制度と結びついて、乗数倍化された貨幣の形での信用創造が行われる。貸出と支払い、受取りと預金、という連鎖で、支払い——受取り——預金と結びつけられ、銀行体制 (banking system) 全体では、その結果は預金の振替 (transfer) が行われたのと同じことになる。

現金 (cash) と当座預金のみが支払手段であれば、人は支払手段を、そのいずれかの形でもたなければならぬ。一度、生れた貨幣は、貨幣体制 (又は制度) (monetary system) によって消滅させられなければ、死滅することがない。従って、公

商業銀行における革新について

衆によつて、支払手段の量に変化を加えうるのは、公衆が現金と当座預金の保有比率を変化した場合である。今、公衆がより多くの現金を保有しようとしたとする。しかも、貨幣当局は、現金供給量を一定に保つと仮定しよう。すると、公衆はその現金を貨幣体制あるいは銀行体制の手中にある現金準備の中から、預金の減少——公衆の現金保有の増大という形で引きだされる以外に方法はない。その結果、銀行体制全体として、預金とそれに等しい額の現金準備の減少があったことになる。現金準備率が、法制的にしる、慣習的なものにしる、銀行行動の制約条件である限り、銀行は自らを調整しなければならない。銀行が直接操作できるものは資産だけである。預金債務は直接には増減できない。したがって、資産を現金化することになる。このことは、銀行が公衆から、現金を取り戻すことである。そこで、公衆は現金の不足を感じる。次いで、預金を払戻して、現金を引き出す。即ち、銀行と公衆との間に、資産（銀行の）の減少、預金の減少（銀行負債の減少）という形で、現金のとりつこが行われる。この現金のとりつこの終る均衡点があるという保証が大切である。この保証が、部分準備、即ち、準備率が正で、一より小ということである。この保証がなければ、現金のとりつこは、無限振動の形で終ることがない。従つて、公衆が、現金と預金の保有比率を変化しない限り、貨幣当局が現金供給を変化しない限り、貨幣総量は変化しない。この場合、支払いは現金か又は預金通貨のいずれかで行われる。預金通貨の場合には、銀行体制全体からみれば、勘定間の振替で決済される。この振替を具体的に実現させている一つの方法が小切手制度である。

小切手は支払い指図証である。必ずしも振替えのみを意味しない。しかし、小切手の名宛人又は持参人が、現金の形で支払手段を持つとしない限り、振替えを意味することになる。小切手制度の発達したのは、この振替え上の便宜があつたためである。これが複数の銀行の存在と結びついて、手形交換制度を産んだのである。

われわれは、最初に、当座預金残高を貨幣、即ち支払手段として定めてしまった。これは、小切手制度と無関係ではありえない。アメリカ流に言えば、要求払預金 (demand deposit) は当座預金 (checking account) である。要求払預金だから、支

払手段に用いられるし、支払指図が可能となり、小切手制度と結びつく。支払指図が小切手形式をとることは必要条件であろうか。別な形式も可能である。小切手制度が果している役割の上で、本質的な重要性は、手形交換制度を通じて、銀行体制全体として、預金口座間の振替えを行っていることにある、と考えられる。この制度は、現金使用の節約を通じて、支払手続のスピードアップと効率上昇に貢献している。

小切手制度は、現金のみからなつていた支払機構の中に、預金という負債を導入して、現金に代替させた。しかし、手形交換という、現金決済では考えられなかつた手続を支払機構の中に追加した。小切手制度が発達するにつれ、処理しなければならぬ事務が非常に多くなる。例えば小切手の手形交換を迅速にするためのふり分け、その保管及び現送といったものである。その仕事の多くの部分が人間の手を煩らわさなければならぬ。人間の手を必要とするものは合理化の余地が極めて少ない。合理化の極限は、その手続を排除することである。小切手の使用は、現金の使用を排除した。今度は小切手が排除される番である。

小切手制度が行つてゐる本質的なものが、預金の振替えであつたから、これに着目しよう。振替制度をみてみよう。

振替制度 (giro system) はヨーロッパ大陸で発達した方法である。小切手制度は、ある意味で、英国に発生した歴史上の偶然の産物である。フランスやドイツでは、預金の振替えを小切手によらないで、振替証書を用い、預金の帳簿上の付替えを行い、決済する方法が発達した。同一金融機関内ならば問題は極めて簡単であるが、異つた金融機関間の振替のためには、手形交換所 (clearing house) に当る装置が必要である。振替網が必要である。

振替制度では、一定の金額を支払うのに、自己の取引銀行に対して、金額、受取人の姓名及びその取引銀行を指示し、自己の預金残高の中から、受取人の預金に振替えるように依頼するのである。この場合、支払人側の銀行は、現金を受取人の銀行に、その都度現送せずに、金融機関同志で振替取引の約定をしておけば、一つの振替網を形成することができる。ここ

商業銀行における革新について

では、小切手は用いられずに、預金の振替えが行われる。しかし、両制度とも、預金が支払手段として作用しており、その預金を預る金融機関は、支払機構を構成している。

二つの制度が異なるのは、指図の仕方のちがいのみである。このいずれの方法を選ぶかという問題が残るであろう。小切手制度の利点は、支払範囲が限られた地区内にとどまる場合には、手形交換を通じて短時間に決済しえることである。ところが、遠隔地の場合には小切手の現送の問題があり、決済に時間がかかる。というのは、小切手制度の一つの特徴は、決済の方法が取り立て (collection) にある。債務決済の主導性は債権者にあることである。債権者が受けとった支払指図書は、確認の必要がある。ところが、振替制度の場合には、決済の主導性は債務者 (支払人) にある。従って、指図書が確認される必要がない。だから、遠隔地同志の決済には、確認の必要、又は取り立ての必要のない振替制度の方がよいとされている。一方、ある地域内の決済であっても、振替制度の場合には、支払人が、支払いの度ごとに、銀行に行つて、又は指図書を送つて、その手続きをとらなければならない。確かに、小切手制度の場合でも、債権者は、取引銀行に行つて、小切手の取り立てを依頼するという点では同じである。次の諸点が両制度の選択のきめ手になるであろう。

(1) 制度として、債権者が支払いの手続きをする方が一般に受け入れやすいか。それとも債務者が手続きをとる方が受け入れやすいかの問題である。

(2) 小切手の量と交換にともなう時間とコストの点と振替制度の時間とコストの問題である。

(1)については、心理的には、債権者がとりたての労苦をする方が普通と考えられる。事実、取りたては、集金という形で一般的になっている。しかし、これは支払慣習の問題である。短時間に変るものではない。しかし、変化しうることもありえるのである。例えば、債務者が支払いの主導的行為をするものの例として、税金の支払いがある。そのように強制されている。又、独占的な性格をもつ公益事業の場合、わが国の電話料金の支払いのように、債務者が支払いに行くことになつて

いる。契約によつて、支払いがある一定日に行われているようなものについては、かなり債務者の支払いの主導性が認められている。更に、デパートでクレジットで購入したとしよう。その時、支払い時、支払い場所 (特定の銀行一行又は数行) が定められている。すると、顧客は、支払時がくれば、特定の銀行に支払いに行くといったことが行われている。負債に関する支払い義務を守るといふ慣習が一般的に認められつつある。このような場合には、債務者が支払い手続きをとることの受け入れが比較的容易になつてくる。

(2)の場合について、現在の手形交換制度はかなり能率的に運用されていると考えてよいであろう。手形交換手続きが、事務処理の機関である限り、仕事のインプットとアウトプットの関係があるし、処理能力がインプットの量に依存してくるであろう。すべての小切手はパンチカードではない。アメリカの大企業の支払い小切手はパンチカードのものもある。しかし、個人小切手の普及している米国では、金額については別としても、件数からすれば、パンチカードでない小切手枚数の方が遙かに多いであろう。すると、事務処理がすべて人間の手で分けられなければならないことが明らかである。G・W・ミイチェルによれば、アメリカ合衆国全土で、毎日六、〇〇〇万枚の小切手が、七、〇〇〇万の勘定項目を求めて、処理されている。^(注1) しかも、企業の営業活動が全国的規模で行われているために、支払いも又全国にまたがるものとなる。手形交換の欠点は地域性にある。地域的に分断されている支払い制度の集りを通じて支払いが行われれば、支払機構のスピード化が問題となつてくる。アメリカ特有のフrootが、アメリカ程の全国的振替機構 (transfer mechanism) の発達している国でも、生じなければならなかったのは、この手形交換制度、したがつて小切手支払制度の結果である。この手形交換制度の年間の操業費は約三三億ドルといわれている。^(注2) この費用の中、若干部分はサービス・チャージとして、顧客から徴収される。又、一部は連邦準備銀行が負担している。しかし、大部分は、商業銀行が、預金吸収のために負担している。

(注1) G. W. Mitchell; Effects of Automation on the Structure and Functions of Banking, American Economic Review, May 1966.

商業銀行における革新について

支払手段としての預金

従来の英米流の商業銀行とは、この支払手段としての預金が主要な資金の源泉であることに、その特徴をもっていた。経済主体は、取引の決済をするために、支払手段を保有していなければならない。それを相当な額の預金で保有するといふ仮定が、銀行をして資金の源泉をえさせることになる。商業銀行に預金があつまるのは、その預金が支払手段となるからである。預金者側からみれば、預金は支払手段であるかも知れない。しかし、銀行からみれば、預金は資金の源泉である。商業銀行の預金は、多くの人々によって指摘されたように、二重の性格をもっている。あるいは、二つの機能を果している。一つは支払機構の中の支払手段であり、他は金融仲介機関としての銀行の資金の源泉である。^(注1)従って、銀行の資金の源泉の量は、公衆が、どれだけのお支払手段を持つとすることに依存してくる。次に、その支払手段が現金の形でなく、預金の形でどれだけ持たれるにかかってくる。銀行信用の乗数的拡張も、この公衆の選択のワケ内にある。銀行の支払準備は、公衆の小切手使用により排除された現金に外ならない。より多くの公衆が小切手を用いる程、より多くの手持現金が排除される。それと同時に、多くの預金口座があつまる程、払戻し、預入れのランダム化が行われ、より少い支払準備ですませることが出来る。これが、銀行に小切手使用を押しすすめさせた理由である。銀行が、預金の振替を通じて決済の用役を提供することによって預金を収集する限り、より多くの資金を獲得するためには、小切手制度の下では、小切手使用を普及させることである。

しかし、上述のように、小切手の枚数の増加と口座数の増加が、銀行のこの用役の費用を増加させることになる。このことは、銀行に仲介業務として、利ざや (spread) を増させることになる。その結果、金融体制全体 (financial system) としての効率は低下することになる。効率の低い機関は、長期的にみて、その存在が許されない。そこで、銀行はこの効率を良くしてゆかねばならない。合理化を行わなければならない。

合理化のためには、小切手事務の合理化を行わなければならない。しかし、これはすでに述べたように、人間の一つ一つの判断を必要とするから、機械化の余地が極めて少ない。そこで、最もよい合理化はその手続きをなくしてしまうことである。小切手を使用しない支払機構を考えることである。新しい型の振替制度 (Giro system) を考えることである。

支払人が支払手続きをとる。預金銀行に対して、確に、いくらのお金を、何日に支払えと指図する。すると、指図された銀行は、受取人の銀行に振込む。同銀行ならば、単なる預金の振替えである。他銀行ならば、手形交換所の代りに作られた計算センター (Computer Center) を通じて瞬時に相手方の銀行の受取人の勘定に入ってしまう。この計算センターの数は勘定口座と電子計算機の能力とに依存する。

銀行同志の決済は中央銀行にある預金のそれぞれの貸方記入、借方記入という形の振替による決済が行われる。中央銀行にある各銀行の勘定も、それぞれの電子計算機センターと結合されることになるであろう。銀行のトップ・マネージメントは時々刻々の銀行資金 (Bank Fund) を把握していることになる。

この方法によれば、小切手を使用することなく、預金を支払手段として用いることができる。銀行は支払機構の中にとどまって、資金を収集できる。問題は機械であり、預金者が銀行に支払いを通知するかどうかである。機械の方は全く技術的な問題であり、最近の電子計算機の発達の状態は、この問題を不必要なものにしつつある。支払人が支払いの始動をすることという後の問題もそう困難でなくなってきた。企業の場合には財務担当者が、かなり現金管理 (cash management) に熟達してきたから、支払いの計画性をもつようになった。^(注2)個人の場合でも、当座勘定をもつような人は、残高を計算して小切手の振出しを行っている筈である。更に、当座勘定をもたない人であっても、預金があれば、この振替制度が用いられ

る。わが国ならば、普通預金残高があればよい。この制度では、不払いも存在しても、不渡りは存在しなくなる。

すでに、わが国でもこれに近い制度が存在している。自動払込制度である。NHKの聴視料、電気、水道、ガス、日本住宅公団家賃の支払いはこの制度が用いられている。現在でも、この制度が直ちに用いられる方法は、契約的性格をもったものの支払い、例えば、保険料、地代及び家賃等のレント、モーゲージによる賦払い等である。更に、預金と結びついた現金クレジット・カード (a depositor combination cash-credit card) がある。この現金クレジット・カードは、銀行が現金支払いを代行するわけである。その形にはいろいろなものが可能であろう。例えば、ある百貨店とある銀行がとりきめをする。銀行に預金のある顧客は、銀行の了解のもとに、現金クレジット・カードを発行し、顧客にそのカードの呈示によって商品の購入をさせる。支払いは、その百貨店から、その顧客の銀行に金額が知らされる。すると、その金額に対して、顧客の預金残高から、百貨店の預金に振替えがおこなわれる。この場合は振替制度であるよりも、小切手制度の振替えの仕方に近い。というのは、百貨店側よりの取立てがあるからである。しかし、小切手を用いないから、小切手制度ではない。

もし、この種の振替支払が可能とすれば、銀行は、支払機構を構成するという点を利用して、多くの預金を集めることが可能になる。というのは、人は現金を用いずして支払をすませることの便宜のために、クレジット・カードを用いるし、そのために常に銀行のその支払に十分な預金をおくことになるからである。更に、銀行と一般消費者との間の、この関係が進化すれば、おのずから、消費者金融という資金の用途の面での市場がひらけてくるであろう。

以上のように、支払機構が移ってゆき、資金源泉の取得は小切手とは無関係な、振替を目的とした預金の取得ということになるだろう。

(注1) 例えば、Henry C. Simons, Rule versus Authorities in Monetary Policy, The Journal of Political Economy, Feb. 1936. Reprinted in Readings in Monetary Theory, 1950.

(注2) 財務担当者が現金管理向上してきたことが、預金の減少をもたらした。これがCDの発行を銀行に行わしめたのである。後述。

金融仲介機関としての革新

今迄、支払機構としての銀行という点からの革新についてのべてきた。しかし、銀行も又、自己の負債を売却して、他人の負債を購入するという点で、金融仲介機関である。そこで、革新の方向が二つ考えられる。一つは資金の源泉、即ち負債の売却という点であり、他は負債の購入という点である。この二つは相互に関係しあっているが、分析の便宜上、別々に考えてみることにしよう。

先ず源泉からみよう。

銀行の資金の源泉の中、支払手段としての預金のところはすでに前節でみた。前節の所で暗示したように、預金者の現金管理 (cash management) の技術がすすむにつれ、預金者は預金の残高を最も高率的に使用する。このことは、銀行側からみれば、この技術の進歩以前にくらべて、相対的に少い預金しか、個々の預金者から預らないことになる。従って、預金の量が絶対的に伸びてきても、相対的には、他の金融資産とくらべて少ない伸びとなる。しかし、商業銀行にとっては、預金が資金の源泉であるから、この量の大きさは、資金の用途の規模を決定するものである。この規模が小さければ、その利ざやが与えられていけば、小さな利益を意味することになる。従って、銀行の利益を決定する重大なものが預金である。

ところが、この預金が伸びない理由として、現金管理技術向上の結果、特に大会社の遊休預金残高が減少してきた。即ち、貨幣市場で、貨幣と強い代替性をもつ金融資産が多種あらわれたこと、更には、進んで非金融機関である企業が、貨幣市場で貸出を行うようになったこと、に原因があるようである。特に、アメリカでは、金融市場の中心であるニュー・ヨー

商業銀行における革新について

クの大銀行の、これら大企業の預金が激減した。その結果、資金源の不足が生じてきた。これをカバーするには何らかの形の資金を集める必要があった。最初に行ったのは、貯蓄型の預金 (savings-type deposit) の獲得である。貯蓄型の預金には利子がつくが、当座預金には利子がつかない。しかし、放っておいても、貯蓄型の預金を、一般顧客がしてくれるならば、商業銀行にはすでに、期間預金 (time deposit) 又は貯蓄預金 (savings deposit) があるのだから、そちらの預金が増加した筈である。従って、商業銀行は資金の不足がなかった筈である。そこで、預金の獲得ドラマが必要である。ここに考えだされたのが、譲渡可能な預金証券 (negotiable certificate of deposit) である。^(注1) CDと呼ばれるものである。

CDは期限付預金証券である。この金利は、規制Qによって、期限毎に預金金利の最高率が定められているから、それ以上に出ることはできない。^(注2) だから、それだけならば、普通の期間預金と変るところがない。しかも、どの銀行も、その満期日以前に、この証券を払戻すことが禁ぜられているから、むしろ事実上要求払預金である期間預金より預金者にとっては不利である。しかし、その特徴は譲渡可能性にある。譲渡可能であるためには流通市場が必要である。この市場はデラー市場であり、デラーの店頭に、購入価格と売却価格とが明示される。注2の表から分るように、デラーから購入した最終購入者の利廻りは、銀行から購入した場合より遙かに有利になっている。

一見、この表は、キャピタルロスが起ることを明示しているかのように見える。すると、人はCDを銀行から購入しないようになると考えるのが普通である。ところが、次に述べる理由から、この二つの利率は存在しえる。

第一に、銀行から、CDを購入する層と、デラーから購入する層が異なること。前者は、事業会社が支配的であり、残高の六九%に及んでいる。次いで地方公共団体、一五・五%、第三位が外国企業で八・六%、残りは個人その他によって購入される。^(注3) 流通市場に出廻る分は、これら発行時の購入者がデラーに売却することになる。大銀行は、その方針上、直接にデラー又は銀行にCDを売却することがない。これらは、流通市場でCDを購入するのである。その他の金融機関も、C

Dに投資する。即ち、流通市場での購入者は金融機関が多いということである。発行市場と流通市場との相違があるわけである。

第二の理由は、短期の予想はそう狂うことがないということである。例えば、三五―五九日の間の資金計画の予想はあまり間違わない。完全にはないとはいえない迄も、この期間をもつCDが直ちに流通市場にでることが殆んどないということである。三五―五九日の期間をもつ流通市場のCDは元来、もっと長期のCDのものが、時間の経過によって、その期間をもつようになったに過ぎない。従って、九〇日を過ぎれば、その利廻り差が急激に減少してくる。

銀行はCDの外に、更に銀行の債券 (bank promissory notes) を発行して資金を調達している。CDは準備率の規制をうけるが、この債券はその適用をうけない。このように長期の資金を銀行は獲得している。

資金の使途側でも、この長期資金の性質上、かなり長期の貸付、ターム・ローンがその割合を増加してきている。これは企業のより多額の且つ長期資金需要にに応じているのである。一九六三年以来、この需要に応ずるため、いろいろな方法が考えだされている。ファイナンシャル・リース (financial lease) である。

このリースは、物リースと異なり、実質的には金融である。仕組みはこうである。例えば、A会社がある設備をもちたいと考える。資金がない。するとA会社はその設備を購入し、B銀行に売却する。そして再びこれを賃借りする。その賃借契約期間をきめ、その間に、その期間の利息と元金とを計算して、均等な額を算出する。これを賃借料に定める。その設備の所有は銀行に属している。この方法は、もともと、長期金融機関が資金のない企業に金融する方法として考察されたものであるが、銀行にも導入された。

又、計算機の導入は、従来金融会社 (finance company) の仕事であった売掛金の購入 (factoring) を銀行が行いうるようになった。

(注1) これは、一九六一年二月、ナショナル・シティ・バンクによって売出され、その他の有力銀行によって追隨された。
 (注2) 一九六三年、七月二十九日付の統計

期間 (日)	銀行の発行時の利率	デラーの売却利率	規制Qの利率
35—59	1%	3.30%	1%
60—89	1	3.45	1
90—149	33/8	3.48	4
150—179	33/8	3.55	4
180—209	35/8	3.60	4
210—269	35/8	3.65	4
270—359	35/8	公示なし	4
360—以上	33/4	公示なし	4

資料 G. W. Wood worth: The money market & monetary management 1964, p. 155.

(注3) G. W. Wood worth: 前掲書一五二頁。

革新とその問題

今迄みてきたように、商業銀行の革新が、その機能の二重性のために、支払手段の面と金融仲介機関の役割の面との両方で生じている。支払手段としての革新は、これからの支払機構の根本的な改革が暗示されているようである。手形交換所の縮小と全国をつらねる振替網の創設とが必然となってくる。この振替網は中央銀行を中心としたものか、あるいは大銀行を中心としたグループ別の網の集りとなるか、あるいは、独立したサービス機関を作るか、残された選択の問題があるのである。しかし、全く手形交換制度が消滅するかどうかは疑問であろう。

一方、金融仲介機関としての革新は長短金融の分離主義と対立をする考えとなるであろう。ただ、金融仲介業務がこの方

向ですすめば、支払機構としての銀行の安定性が少しく問題となってくる。例えば、CDを含む長期の資金源は、必然的に銀行の長期の負債の購入をもたらすことになる。メイグスが指摘するように、CD需要から、他の金融資産へのシフトが生じた場合に、資産側は長期の負債に固定化されていることとなると、支払準備の大量流出又は支払不能のケースが生ずるかも知れない。このとき、支払機構が崩壊することがありうる。しかし、銀行も企業であるから、企業としての収益性が十分になれば、企業として衰退していく。企業として衰退していくものが、全体として健全な支払機構を社会に提供するとは考えられない。

支払機構としての銀行と金融仲介機関としての銀行の二重性は、必然的に、私企業の自由を認める限り、混合銀行の型へ移行せざるをえないように思われる。